

○ 顧客分別金信託について保有できる有価証券、預金をすることができ金融機関等を指定する件

(平成十九年金融庁告示第五十七号)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第〇条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七條第二号に規定する特定業務を営む場合における第二号二の規定の適用については、同号二中「並びに業として」とあるのは「業として」と、「水産加工工業協同組合連合会」とあるのは「水産加工工業協同組合連合会並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社」とする。</p>	<p>(新設)</p>